

平成25年6月28日

消 防 庁

津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの 策定状況等について（調査結果）

消防庁では、東日本大震災において多くの消防団員が亡くなられたこと等を受けて、津波災害時の消防団員の安全確保対策について、平成24年3月9日付け消防災第100号「津波災害時の消防団員の安全確保対策について（通知）」により、「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の作成を推進してきました。

今般、津波災害の恐れのある地域を管轄する消防団を有する市町村における「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の平成25年4月1日現在の策定状況等について調査を行い、調査結果を取りまとめたので公表します。

1. 対象市町村等

調査対象：海岸を有する市町村及び津波の遡上による被害が想定されている市町村
658市町村

調査時点：平成25年4月1日時点

2. 調査内容

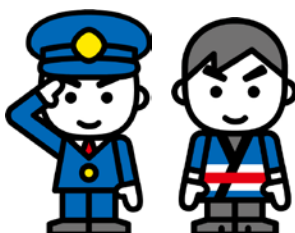
- ①安全管理マニュアル策定状況
- ②マニュアル策定時期
- ③マニュアル策定予定時期
- ④検討に着手していない理由
- ⑤安全管理マニュアルに基づく研修・訓練の実施状況
- ⑥消防団員が実施する水門・陸閘等の閉鎖活動について

3. 調査結果

本調査によると、約6割の市町村において安全管理マニュアルが策定済み又は検討に着手済みであった。一方で、約4割の市町村においては検討に着手していないという状況であった。

【別添資料】

津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定状況等について

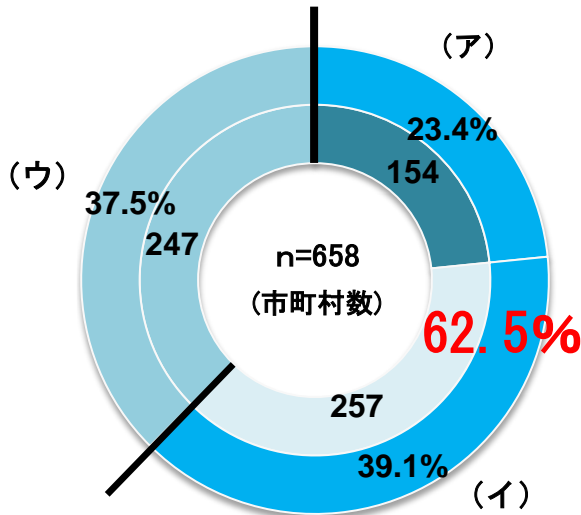


（連絡先）消防庁国民保護・防災部防災課
担 当：伊藤、青柳
電 話：03-5253-7525（直通）
ファクシミリ：03-5253-7535
電子メール：syobodan@ml.soumu.go.jp

津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの策定状況等について

質問1. 安全管理マニュアル策定状況

【全658市町村対象】



(ア) 安全管理マニュアルを策定済み (154 市町村)

①安全管理マニュアルを策定済み (107 市町村)

②独立した消防団員のマニュアルではないが、消防計画、地域防災計画又は津波避難計画において退避のルールを明示し、その内容を団員に周知している (42 市町村)

③複数の該当する消防団(分団を含む)がある中で、一部の団について策定済み (5 市町村)

(イ) 検討に着手済み

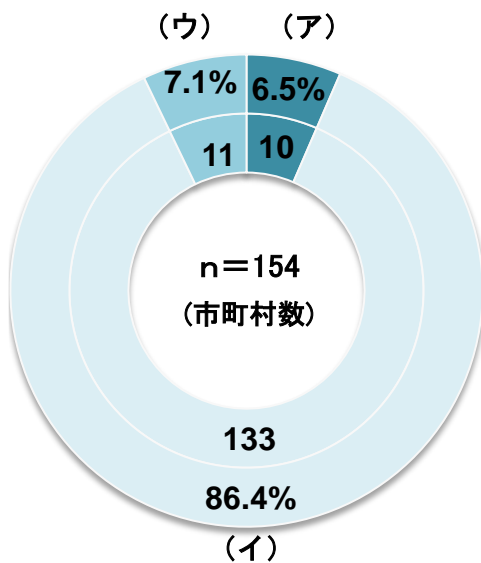
(ウ) その他

安全管理マニュアルを策定済み又は検討に着手済みの市町村は

6割以上(411 市町村)

質問2. マニュアル策定期間

【質問1で(ア)と回答した154市町村対象】



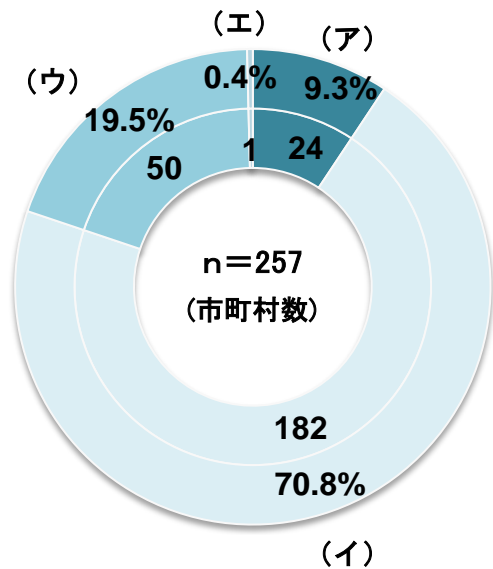
(ア) 退避のルールについて東日本大震災より前に策定していた

(イ) 退避のルールについて東日本大震災以降に新たに策定した

(ウ) 退避のルールについて東日本大震災より前に策定していたが、震災後に更に見直しをした

質問3. 策定予定時期

【質問1で(イ)と回答した257市町村対象】

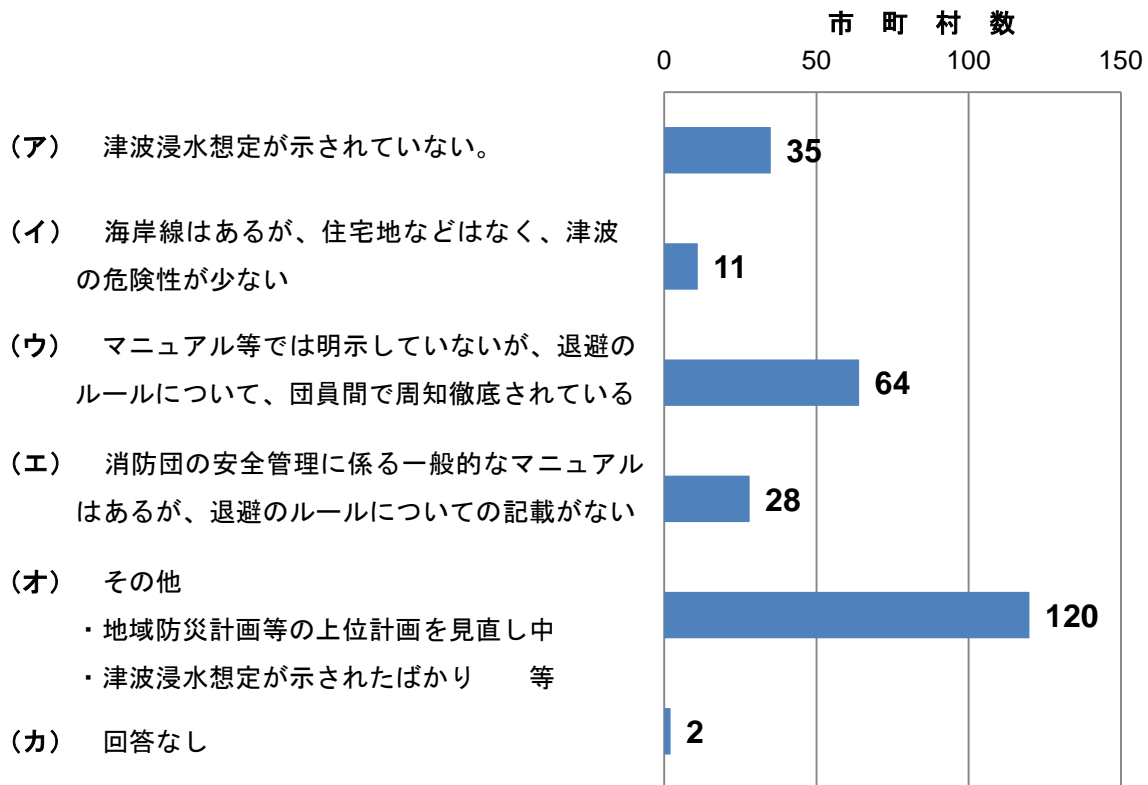


- (ア) 平成25年10月までに策定予定
- (イ) 平成25年度中には策定予定
- (ウ) 平成26年4月1日以降に策定予定
- (エ) 回答無し

質問4. 検討に着手していない理由

【質問1で(ウ)と回答した247市町村対象】

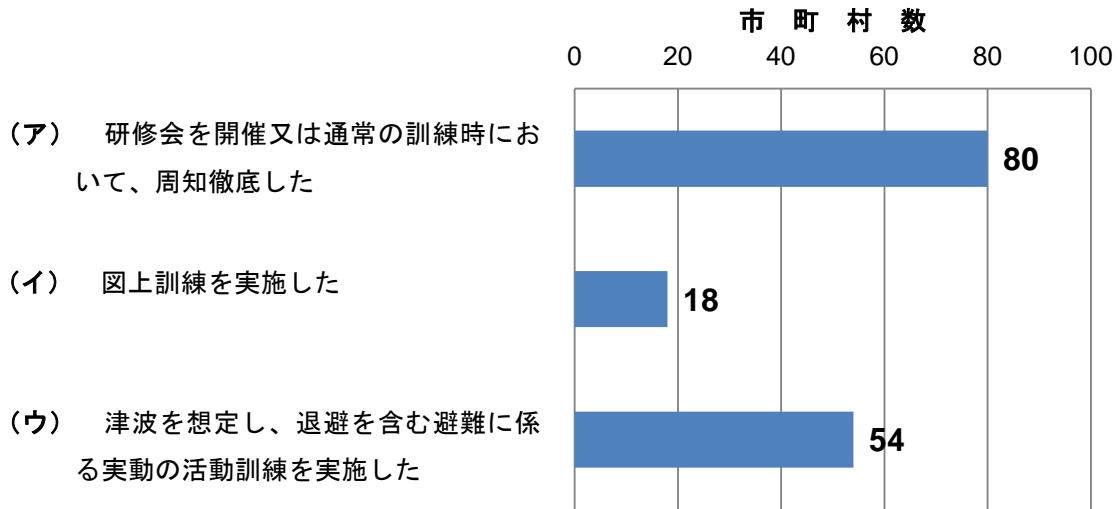
※複数回答あり



質問5. 安全管理マニュアルに基づく研修・訓練実施状況

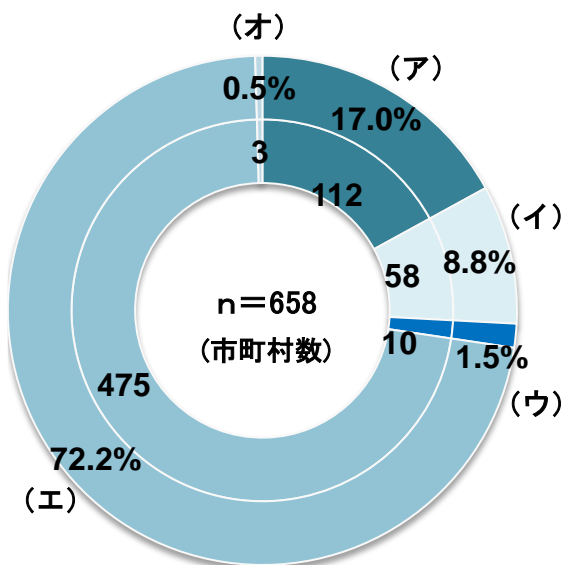
【質問1で(ア)と回答した154市町村のうち115市町村が回答】

※複数回答あり



質問6. 消防団員が実施する水門・陸閘等の閉鎖活動について

【全658市町村対象】



(ア) 東日本大震災以前から、水門・陸閘等の閉鎖を行っており、現在も行うこととなっている（東日本大震災前との変更なし）

(イ) 東日本大震災以前は水門・陸閘等の閉鎖を行っていたが、その後検討され、津波災害時は、水門等の閉鎖を行わないことになった

(ウ) 東日本大震災以降、水門・陸閘等の閉鎖について検討、津波災害時に閉鎖する水門等の数を減らした

(エ) 水門・陸閘等がない又は東日本大震災以前から水門・陸閘等の閉鎖活動は行っていない

(オ) 回答無し

注 質問3、4及び6の「回答なし」にあつては、福島県内の3市町村は調査が行えず質問1のみの回答となっているためである。